

INNOVATION PRACTICE GROUP NEWSLETTER

渡美坂井法律事務所・外国法共同事業のInnovationプラクティスグループのニュースレター・活動報告をお届け致します。
同プラクティスグループは、技術革新（Innovation）に取り組まれている企業の皆様をサポートしております。
業界の実情に応じた問題解決や先端的事業の推進、新たな取り組みへのチャレンジ等を支援すべく、
各ビジネス領域について豊富な知識と実績を有する弁護士を結集して業域横断的なチームを構成し、各種ニーズにお応えしております。

AI を活用したビジネスと法的問題点～第 2 回

| Page 1/3 |

2017 年 5 月 No.INNOV_002

第 2 回では、第 1 回に続き、ビジネスで活用される AI において議論されている AI 生成物の権利の帰属に関する問題点について解説していきます。

第 1 回では、AI 学習済みデータに関する論点のうち、①AI 学習用データに関する論点及び②AI のプログラムに関する論点について解説しました。第 2 回では、③学習済みモデルに関する論点、及び④AI 生成物に関する論点について解説していきます。

[前回からの続き]

3. AI 学習済みデータに関する論点

(3) 学習済みモデルに関する論点

学習済みモデルの作成のためには、機械による学習が必要になります。従来の機械学習では、識別・判断のための特徴量の設計を人間が行ってききましたが、「深層学習」（ディープラーニング）の発展により、学習用データをもとに機械が自ら特徴量を導き出すことが可能となりました。この学習済みモデルは、AI のプログラムとパラメータの組合せであることから、著作権法上の「プログラムの著作物」（同法 2 条 1 項 10 号の 2）に該当し、保護される可能性があります。しかし、そのパラメータが AI のプログラムと別に保持されている場合には、著作権法の「プログラム」に該当するか否かが明確でないと指摘されています。他方、AI のプログラムとパラメータの組合せが全体として特許法の「プログラム等」（同法 2 条 4 項）に該当する場合には、進歩性などの所定の要件を満たせば、特許法による保護の対象となる可能性もあります。仮に著作権や特許法による保護の対象とならない場合であっても、不正競争防止法上の「営業秘密」（同法 2 条 6 項）の 3 要件（秘密管理性、有用性、非公然性）を満たせば、営業秘密として保護される場合があります。

(4) 学習済みモデルの活用方法に関する論点

深層学習を利用した学習済みモデルについては、下記の方法により、同一又は同様の機能を持つ学習済みモデルを作ることが可能とされており、この法的保護のあり方が問題となっています。

①複製（コピー）

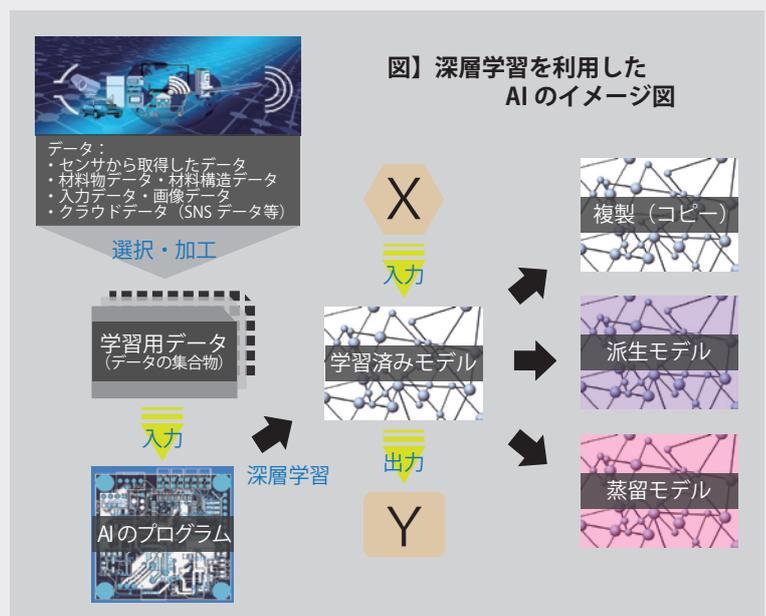
ネットワークの構造とパラメータが見えるようになっていけば、ソフトウェアの様に学習済みモデルを複製することができます。

②派生モデル

学習済みモデルに新たなデータを用いてさらに学習させることで、パラメータが変化し、精度を高めるなどの異なる結果を生じる別の学習済みモデルを作成することができ、これを「派生モデル」と呼ぶことがあります。

③蒸留モデル

ネットワークの構造とパラメータが外から見えない状況でも、学習済みモデルにデータの入出力を繰り返すことで得られる結果をもとに学習すれば、同様のタスクを処理する別のモデルを効果的に作成することができ、これを「蒸留モデル」と呼ぶことがあります。



学習済みモデルの作成には、一定の労力やコストをかけて投資することが必要となる一方で、②の派生モデルや③の蒸留モデルについては、一から学習済みモデルを作成するよりも、既存の学習済みモデルを活用して比較的容易に作成することが可能です。そこで、学習済みモデルの作成のための投資と労力を回収が可能となるようなビジネスモデルを支えるための方法を検討する必要があるとの議論がなされているところです。

(3) で述べたように、元の学習済みモデル自体が著作物や発明として保護されるか否かは不透明であるといえますが、仮に元の学習済みモデルが特許権で保護される場合であっても、元の学習済みモデルと「派生モデル」や「蒸留モデル」との関連性が立証できるか否かにかかわらず、これらのモデルが特許発明の技術的範囲に属することを立証することができれば、これらへの権利行使が可能と考えられています。

また、仮に元の学習済みモデルが著作権で保護される場合にも、「派生モデル」は元のモデルとの関連性が不明であるため、元のモデルに依拠しており、かつ類似性があることの立証は困難であると言われてしています。「蒸留モデル」については、元の学習済みモデルとネットワークの構造やパラメータも別なものである場合が考えられ、作成方法も元のモデルにデータの出入力を繰り返すだけで、直接元のモデルを使用するなどの行為が認められないため、元のモデルに依拠していないのではないかとの指摘もあり、権利行使が困難との指摘もあります。

このように、学習済みモデルについては、「プログラム著作物」に該当するか否かが必ずしも明らかでない点に加えて、仮に著作物として保護されたとしても、「派生モデル」や「蒸留モデル」に対する権利行使が困難であると考えられるとの指摘を踏まえると、現時点では、学習済みモデルの利活用については、契約による保護をベースに検討すべきと考えられています。

なお、契約による保護については、例えば学習済みモデルの利用規約において蒸留を禁止するなどの対応は可能であるものの、契約当事者以外の第三者にこの禁止の効果を及ぼすことができないという点で限界があることに留意する必要があるものの、技術の変化などに柔軟に対応でき、国内外で活用できるという点で優れていると言われてしています。したがって、今後、学習済みモデルの利活用に際しては、事前に契約により保護される範囲を慎重に検討することが肝要であり、必要に応じて専門家の助言を求めることも重要になるでしょう。そして、深層学習を利用した学習済みモデルについては、下記の方法により、同一又は同様の機能を持つ学習済みモデルを作ることが可能とされており、これらの法的保護についての方策が検討されています。



(5) AI 生成物に関する論点

第1回で解説した通り、AI 生成物は①AI 創作物、②AI を道具として利用した創作物、③判定・判断・提案結果に分類されます。現行法の解釈としては、②の場合、すなわち学習済みモデルの利用者に創作意図があり、同時に、具体的な出力である AI 生成物を得るための創作的寄与がある場合には、利用者が思想感情を創作的に表現するための「道具」として AI を利用したと考えられるため、創作した人自身が「著作者」として「著作物」と認められると考えられています。その一方で、①の場合、すなわち利用者の寄与が認められないような簡単な指示にとどまる場合には、当該 AI 生成物は「著作物」に当たらず、著作権の保護の対象とならないと整理されています。

もっとも、具体的にどのような創作的寄与があれば著作物性が肯定されるかについては、様々な議論がなされているところであり、AI 技術の進展に注視しながら検討するべきと考えられています。また、AI 生成物の利活用促進のためどのような制度が望ましいか、また市場に提供されることで一定の価値が生じた AI 創作物については保護が必要ではないかという議論がなされています。

TOPIC

当事務所 Fintech チームほか編『Fintech のビジネス戦略と法務』が出版されました。



今月、当事務所 Fintech チームほか編『Fintech のビジネス戦略と法務』（金融財政事情研究会）が出版されました。

全体監修を行った鈴木由里弁護士・三部裕幸弁護士を含む総勢 16 名の弁護士が執筆したものです。

本書の特色は以下の通りです。

(1) Fintech のビジネス戦略と法務の両側面を解説

本書はアドバイザーファームの 3 名の方々との共編著であり、各種 Fintech ビジネスとそれに伴う法規制・問題点について、図表やコラムを交えて解説しております。

(2) 金融規制法だけでなく、検討すべき法的問題点を記載

業法などの金融規制法だけでなく、それ以外に問題となる、IT・個人情報保護・消費者保護・Fintech スタートアップなどに関する法的問題点も取り上げました。

(3) 最新の法令改正もカバー

昨年の銀行法・資金決済法・割賦販売法の改正、今年提出された API などに関する銀行法の改正案といった最近の法令の動きにつきましてもカバーしております。

[詳細につきましては、こちらをご参照ください。 <https://store.kinza.jp/public/item/book/B/13076/>]

UPCOMING SEMINARS

2017年7月4日 (火) 10:00-12:00

> 詳細はこちら

タイトル: 「人工知能 (AI) の現状と今後の動向 予想されるビジネス上の法的問題点と対策~国内・海外の官公庁・研究機関等での議論に関する講師の知見を踏まえ、リスクなども含めて解説~」
主催: 株式会社金融財務研究会
会場: グリンヒルビル セミナールーム (東京・茅場町)
講師: 弁護士 三部 裕幸 (第二東京弁護士会)

2017年7月14日 (金) 14:00-17:10

> 詳細はこちら

タイトル: 「Fintech 最前線 - 平成 28 年改正銀行法等の施行 (銀行出資規制の緩和・仮想通貨法)、平成 29 年改正銀行法 (オープン API と電子決済等代行業)、その他最新情報」
主催: ウェストロー・ジャパン株式会社
会場: トムソン・ロイター赤坂オフィスセミナールーム (東京・赤坂)
講師: 弁護士 鈴木 由里 (第二東京弁護士会)

CONTACTS



弁護士 鈴木由里 (第二東京弁護士会)
パートナー
Innovationプラクティスグループ代表

Tel: 03 5501 1184
yuri.suzuki@apl原因.jp

> View Profile



弁護士 早川真崇 (第一東京弁護士会)
パートナー

Tel: 03 5501 1152
masataka.hayakawa@apl原因.jp

> View Profile



弁護士 三部裕幸 (第二東京弁護士会)
パートナー

Tel: 03 5501 2276
hiroyuki.sanbe@apl原因.jp

> View Profile



弁護士 落合孝文 (第二東京弁護士会)
パートナー

Tel: 03 5501 2361
takafumi.ochiai@apl原因.jp

> View Profile



弁護士 平岡亜紀子 (第一東京弁護士会)
アソシエイト
編集担当

> View Profile

[お問合せ先]

innovpmanagers@apl原因.jp



ACCESS

▶ 東京オフィス | TOKYO HEAD OFFICE

〒100-0011
東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル (総合受付 12 階)
E-mail: info@apl原因.jp
Tel: +81-(0)3-5501-2111
Fax: +81-(0)3-5501-2211

▶ ロンドンオフィス | LONDON OFFICE (Atsumi & Sakai Europe Limited)

4th Floor, 50 Mark Lane, London EC3R 7QR, UK
Contact: Ryuichi Nozaki (Director)
E-mail: info_uk@apl原因.jp
Tel: +44-(0)203-696-6540
Mobile: +44-(0)74-7895-4907

▶ フランクフルトオフィス | FRANKFURT OFFICE (Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH)

Taunusanlage 21, 60325 Frankfurt am Main, Germany
Local Contact: Frank Becker*
E-mail: frank.becker@asj-law.jp
Tel: +49-(0)69-71000 3-0 (General)
Contact in Japan: Takafumi Uematsu (Partner)
E-mail: info_frankfurt@apl原因.jp

* Admitted in the Federal Republic of Germany;
Not Registered as a Foreign Lawyer and not practicing law in Japan

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業 (「瀧美坂井」) の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。